



調停のしおり



遺産分割調停は、家庭裁判所の調停委員会(裁判官1名と調停委員2名で構成)が、当事者のみなさんから、それぞれの言い分を聞いた上で、法律の枠組みにかなった適切な解決ができるように助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。いわゆる「裁判」とは異なり、黒白をはっきりさせるものではなく、みなさんの自主的解決を手助けするものです。

★調停を円滑に進めるために★

遺産分割は、今、存在している遺産を相続人の間で具体的に分けることが目的です。相続人同士の感情的な対立は、遺産分割の調停を円滑に進めるための妨げとなることがあります。調停の主眼は、あくまでも「遺産をどのように分けるか」という点にあることをご理解ください。



★調停時間には限りがあります。

一期日にお話をお聞きする時間は、相続人全員の合計で約2時間を予定しています。まとめて要領よく話をすることが大切です。事案によっては、**当事者全員一緒**にお話をうかがうこともあります。

★内容が複雑になる場合には…

あなたが話したい内容が複雑になる場合は、わかりやすく書面(主張書面)に書いて、それに関する資料も併せて提出するようにしてください。また、**調停に必要な資料等は、みなさんが集めて裁判所に提出する責任があります。**裁判所が何らかの調査をして探すようなことは、原則としてしません。(なお、あなたが主張した事柄について、裏付け資料がない場合には、最終的には取り上げられないこともあります。)

調停委員会は、原則として各調停期日の開始時や終了時に、**当事者本人全員が立ち会う場**で、前回までの内容、調停期日当日の成果、対立点、次回期日までの課題、今後の進行予定などを確認します。これは、調停期日は各当事者ごとに個別に事情を聞くことが多いため、調停期日の開始時や終了時に、当事者全員で調停の進行状況等を確認するものであって、同席で調停を行うわけではありません。なお、他の当事者と同席で説明を聞くことに支障がある方は、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情をお書き下さい。

★当事者全員の合意が必要

調停では、一人でも反対する人がいると「調停成立」にはなりません。個々のことごとについて当事者全員で合意を積み重ねていくことにより、最終的な遺産分割調停の成立に至るのです。調停を成立させるためには、お互いの譲り合いが必要不可欠です。柔軟な考えをもって臨んでください。

この「**調停のしおり**」は、調停期日に説明するときに必要なに応じて使用しますから、期日には**必ず持参**してください。

遺産分割調停の流れについて

調停は1〜2か月に1回のペースで開かれます。

1回の期日の時間はおおむね2時間程度です。

問題が解決するまで調停期日を重ねます。(合意できるめどが立たなくなると、調停委員会が不成立の判断をする場合があります。)



